無料低額宿泊所の開設までの流れ

宿泊所事業の構想

- 無料低額宿泊所とは、生計困難者のために、無料または低額な料金で宿泊する場等を提供する施設です。
- 条例等をよく理解し、どのようなサービスの提供を実施していくのかを検討してください。

↓

事業の具体化
- 地域および物件の選定
- 事業計画
- 収支予算計画

- 施設運営に関する事業計画や収支予算計画等を具体的に検討します。
- 物件は、建築基準法や消防法に適合した建築物でなければなりません。
- 入所者の多くは、ホームレスを含めた生活困窮者です。どのようなサービスを提供し、支援を実施するのか、明確なビジョンが大切です。

↓

滋賀県への事前相談
- 事業目的
- 施設概要
- 事業計画　など

- 具体的な事業の計画ができたら、事業開始の３か月前までに、県に事前相談をしてください。

↓

福祉事務所への事前説明
- 事業計画
- 利用方法
- 住民説明の方法　など

- 宿泊所の需要の有無を確認し、事業運営が可能か。また、利用方法についても事前に協議し、事業運営に反映させてください。
- 住民への説明について、施設所在地を管轄する福祉事務所のアドバイスを受けるようにしてください。

↓

近隣住民への説明

- 宿泊所の開設にあたって、近隣住民の理解を得ることは非常に重要です。
- 近隣住民に対して説明を行い、その事業運営に関し同意を得るよう努めてください。
- 住民の説明について、福祉事務所のアドバイスを受けて行うようにしてください。

↓

開設準備
- 物件の賃貸借
- 工事の着手
- 届出書類の準備　など

- 開設準備は住民の理解を十分に得られてから開始するようにしてください。特に理解を得る前に事業を開始することなどはトラブルの原因となりますので注意してください。
- 事業開始１か月前までに、開始届および添付書類を県に提出してください。

↓

事前調査
- 設備および運営基準の確認

- 開設準備が整ってきたら、現地にて条例で定める基準に適合した設備等が備わっているか居室面積等を実測し確認を行います。
- 調査の結果によっては、改善命令を発出する場合があります。

↓

事業開始

↓

事後調査
- 事業運営状況の確認

- 事業開始後、定期的に県が実地調査を実施し、運営状況の確認を行います。
- 調査の結果によっては、改善命令を発出する場合があります。